通行禁止道路通行許可申請手続について

道路標識により通行を禁止されている道路を通行する場合は、警察署長の許可が必要となります。

申請方法

１　申請書及び必要書類各２通を通行禁止道路を管轄する警察署の交通課窓口に提出してください。（記載例参照）

また、e-Gov からオンライン申請が可能です。

オンラインによる申請後は、許可証の交付等のため、申請先警察署等へ来署していただく必要があります。

２　必要書類は、

○　通行する道路の経路図

○　自動車検査証の写し（申請時に自動車検査証の提示が可能であれば、写しの提出は不要。）

○　その他通行禁止道路を通行することがやむを得ないと確認できる書面

等です。

詳しくは、申請先警察署の交通課までお問い合わせください。

３　申請から許可証の交付まで、５日間（行政庁の休日を除く。）ほどかかります。

４　警察署の交通課窓口で申請の場合は、許可証の交付を郵送で行うことができます。

交付の郵送を希望される方は、申請先警察署等の交通課窓口に申請書等を提出される際、必要事項（郵便番号やお届け先住所等）を記載したレターパックプラス（郵便局やコンビニにて購入可能）をご持参ください。

郵送による交付の際に、許可証の書類がレターパックプラス内に収まらない場合や、許可開始日までに許可証が到着しないおそれのある場合等は、通常どおり交通課窓口で交付を受けてください。

※注意事項※

申請内容によっては、許可できない場合や、時間、区間、方法等の変更をお願いすることもあります。また、上記に記載した許可証の交付予定日数より、審査等に日時を要する場合もありますので、早めの相談、申請をお願いします。

申請書の様式を掲出してありますが、警察署の交通課窓口に申請書を用意していますので、ご希望の方は窓口にお申し出ください。

問い合わせや事前相談は、申請先警察署等の交通課窓口でお申し出ください。